

静岡市

移住者就職応援補助金

の手引き



静岡市企画課

令和7年11月19日版

Ver.1.02

目次

1 対象者の要件 P.1

2 対象となる就業 P.2

3 補助金の額 P.3

4 申請の流れ P.3

5 申請に必要な書類 P.5

6 申請書類の入手方法 P.7

7 補助金の返還 P.10

8 申請の期限 P.10

9 他移住関係の補助金について P.11

10 問い合わせ先・提出方法 P.13

この手引きは、「静岡市移住者就職応援補助金」の要件や提出書類について記載しています。ご不明な点等ありましたら、お気軽に「10 問い合わせ先」までご連絡ください。

1 対象者の要件

申請者の要件は次のとおりです。申請日時点ですべてに該当する必要があります。

申請者

- ☐ 令和7年4月1日以降に静岡市に移住したこと。
- ☐ 転入日の前10年間のうち通算5年以上静岡県外に居住していること。
- ☐ 転入日の前日まで連続して1年以上、静岡県外に居住していること。
- ☐ 転入後6か月が経過し、かつ、転入後18か月以内であること。
- ☐ 申請日から10年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- ☐ 申請者又は世帯員が静岡市移住・就業等補助金を受けていない、かつ、受ける見込みがないこと（同一世帯で3人以上この補助金の申請者の要件を満たす場合はご相談ください。）。
- ☐ この補助金の交付を申請者が受けたことがないこと。
- ☐ 申請者が市町村民税又は特別区民税を滞納していないこと。
- ☐ 申請者が生活保護法等の規定による給付を受けていないこと。
- ☐ 申請者又はその世帯員が暴力団員等でないこと。
- ☐ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ☐ 「2 対象となる就業」に記載の就業の条件を満たしていること。

2 対象となる就業

申請者は、次の就業要件を満たす必要があります。

就職に関する要件

下記のすべてに該当する必要があります。

- **週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて静岡市内の対象事業所に新たに就業し、かつ、申請時において当該事業所に在職していること。
- 転勤、出向、出張、研修等による**勤務地の変更**ではないこと。
- 就業した対象事業所に、申請日から**5年以上継続して勤務する意思**を有していること。
- 市外への転出を伴う転勤が予定されていないこと。

（全国採用で配属先が静岡市だった場合等は対象となりません。）

- 次の区分のいずれかに当てはまること。
 - 専門人材 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就職したこと。
 - 静岡県移住・就業支援金求人サイト利用 静岡県が運営する移住・就業支援金求人サイトに求人情報を掲載している法人に就職したこと。
 - 中小企業等への就職 下記のすべてに当てはまる法人等に就職したこと。
 - a 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
 - b 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと。
 - c みなし大企業※でないこと。
 - d 本店所在地が東京圏にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
 - e 雇用保険の適用事業主（雇用保険の適用対象となった場合には必ず雇用保険の加入手続を行うことを誓約した雇用保険の適用除外事業所の事業主を含む。）であること。
 - f 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - g 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していないこと。

※みなし大企業とは、以下のいずれかに該当する法人をいいます。

- ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有する資本金10億円未満の法人
- イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ウ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

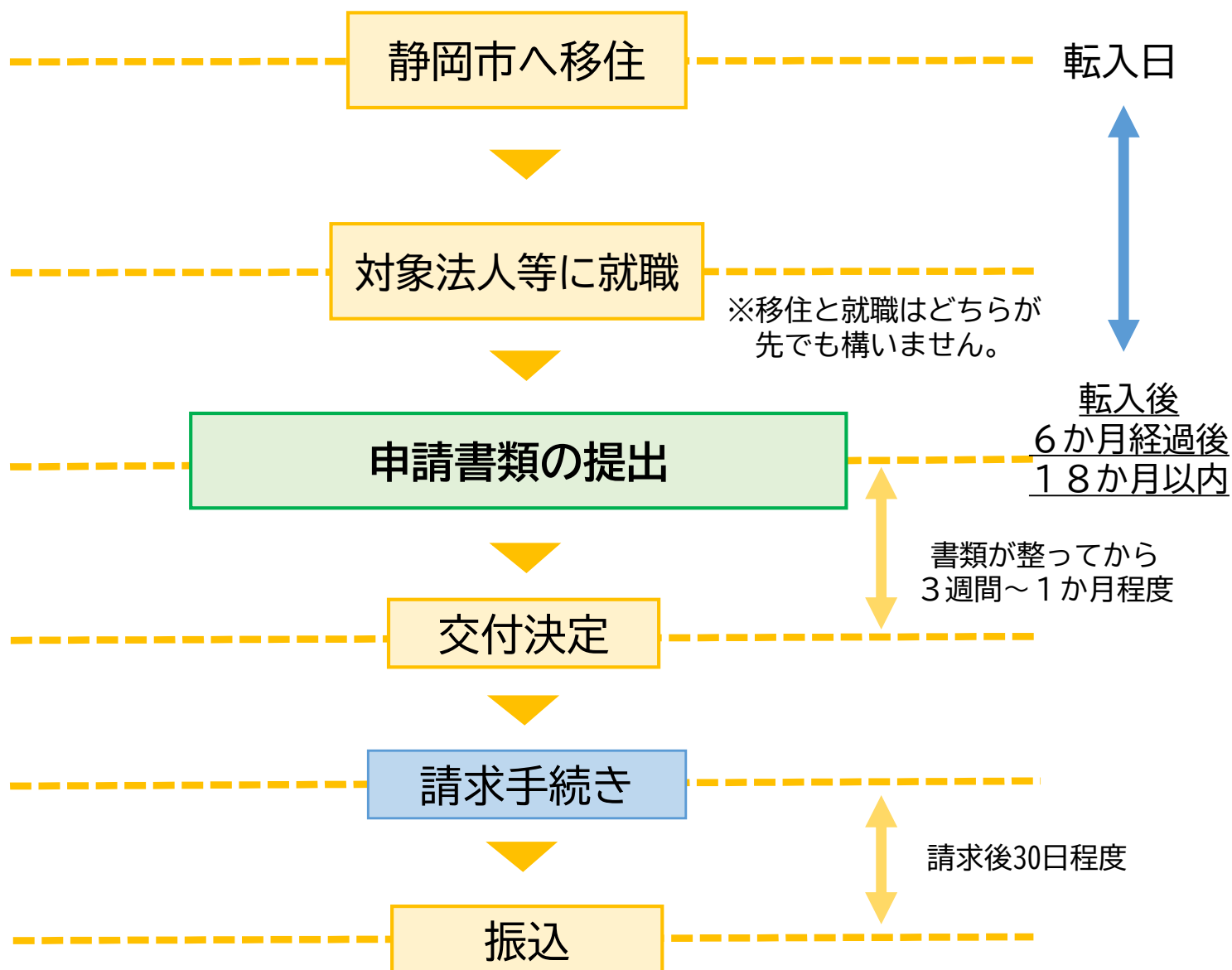
3 補助金の額

(1) 補助額

移住して就業した人 1人につき・・・

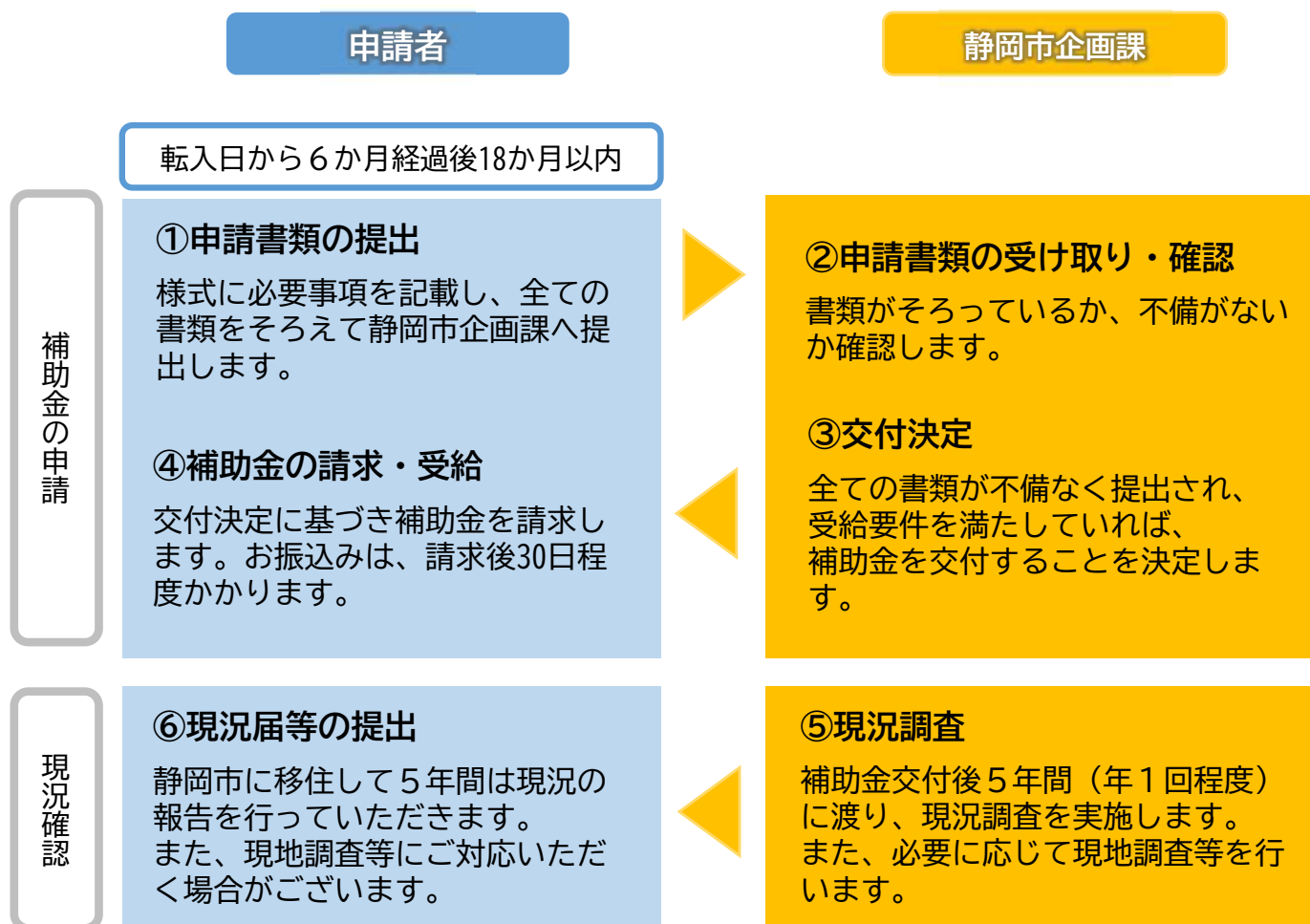
50万円

4 申請の流れ①



4 申請の流れ②

受給要件等を確認し、補助対象経費を支払い後、転入日から6か月経過後1年半以内に「①申請書類の提出」をしてください。



5 申請に必要な書類【1／2】

☒	必要な書類
☐	移住者就職応援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号) 【提出方法】 電子申請フォームで申請する場合は不要です。 ・電子申請フォームが利用できない場合は、市HP掲載の書式に記載してください。
☐	誓約書兼同意書(様式第2号) 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームにファイルを添付 ・市HP掲載の書式を利用し、作成してください。
☐	申請者の写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し 【提出方法】 紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードのいずれかのコピー
☐	世帯全員の住民票の写し 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・申請日から3か月以内に発行されたもの ・マイナンバーの記載のないもの、生年月日、続柄の記載があること
☐	申請者の転入前の住民票の除票その他の転入前の居住地及び居住期間を確認できる書類 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・「戸籍の附票」又は「住民票の除票」 ・転入日の前10年間のうち通算5年以上、静岡県外に居住し、転入日の前日まで連続して1年以上、静岡県外に居住していたことが確認できる書類
☐	申請者が移住する直前に居住していた市区町村において、市町村民税又は特別区民税に滞納がないことを証する書類 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・「完納証明書」又は「納税証明書」等※ (申請者の市町村税について滞納がないことが確認できる書類) <u>完納証明書が発行できる市区町村の場合は、完納証明書をご提出ください。</u> ※申請日が令和7年10月～令和8年5月の場合は、令和6年の1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和6年度の納税証明書を取得してください。 令和8年6月～令和9年5月の場合は、令和7年の1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和7年度の納税証明書を取得してください。 例: 令和7年10月に申請した場合: 令和6年1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和6年度分の納税証明書を取得 令和8年6月に申請した場合: 令和7年1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和7年度分の納税証明書を取得

(注)提出書類の返却はできません。必要な場合は、コピーをお取りください。

→「静岡市移住者住宅確保応援補助金」の申請にて既に提出済の当該書類の内容に変更がないときは、提出を省略することができます。ただし、
 「移住する直前に居住していた市区町村において、市町村民税又は特別区民税に滞納がないことを証する書類」

については、申請の間隔が6か月を超えている場合は再度の提出をお願いします。

また、
 「誓約書兼同意書」
 「就職証明書」

については、記載項目が異なる箇所があるため、再度の提出をお願いします。

5 申請に必要な書類【2／2】

☒	必要な書類
☐ ※	在留カード又は特別永住者証明書の写し 【提出方法】 紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・外国人の方は提出してください。
☐	就職証明書(様式第3号) 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・市HPの様式を使って、就職した事業所で作成していただってください。
☐ ※	雇用保険被保険者通知書の写し 【提出方法】 紙(コピー)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・申請時にお勤めの事業所のもの ・雇用保険の適用除外事業所の場合を除く
☐	暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式第4号) 【提出方法】 紙(原本)を提出又は電子申請フォームに画像を添付 ・市HP掲載の様式に記載してください。18歳以上の世帯員全員分ご記入ください。

☐※ 該当する一部の方に提出していただく書類です。

(注)提出書類の返却はできません。必要な場合は、コピーをお取りください。

→「静岡市移住者住宅確保応援補助金」の申請にて既に提出済の当該書類の内容に変更がないときは、提出を省略することができます。

ただし、申請日が3か月以上離れている場合は再度提出が必要な場合がありますのでご了承ください。

なお、

「移住する直前に居住していた市区町村において、市町村民税又は特別区民税に滞納がないことを証する書類」

については、申請の間隔が6か月を超えている場合は再度の提出をお願いします。

また、

「誓約書兼同意書」

「就職証明書」

については、記載項目が異なる箇所があるため、再度の提出をお願いします。

6 申請書類の入手方法①

申請に必要な公的書類の取得方法について、静岡市の場合の方法を記載しますので参考にしてください。

※自治体によって取得方法が異なる場合がありますので、詳細は取得する自治体の担当窓口にお尋ねください。

(1) 住民票の写し

発行場所	静岡市(住民登録している市町村)
請求できる人	住民票に記載されている本人又は同一世帯の方
持 ち 物	窓口に来られた方の本人確認書類 (代理の場合)委任状
発行手数料	300円
発行窓口	【窓口】 各区戸籍住民課、各支所、各市民サービスコーナー 【窓口以外】 コンビニエンスストア(要マイナンバーカード)
発行内容	・生年月日・続柄があるもの ・マイナンバーの記載がないもの ・発行後3か月以内のもの

6 申請書類の入手方法②

(2) 住民票の除票・戸籍の附票（の写し）

この書類は、申請者が静岡市に移住する直前する10年前のうち通算5年以上県外に居住し、移住する直前に連続して1年以上県外にいたことを証明するものです。

「住民票の除票」

- ・転出などにより消除された住民票の写しのことです。
- ・転出の場合は、住民票記載事項のほかに、転出先の住所と移動年月日が記載されますので、転出した市区町村での居住地と居住期間を証明することができます。
- ・ただし、居住していた市区町村が複数ある場合は、それぞれの市区町村で発行していただく必要があります。（市区町村によっては、転出後5年間のみ発行可能の場合があるため注意）

「戸籍の附票」

- ・移住関係の記録を本籍地で公証した書類で、当該本籍地に本籍を置いてからの住所の履歴と住所を定めた日が記録されています。
- ※本籍を変更した場合や結婚などで新たに夫婦の戸籍が作られた場合は、それ以降の住所しか記録されていません。
- ・居住していた市区町村が複数ある場合でも、この書類により5年間の居住地と居住期間を証明できる場合があります。（本籍の変更等に注意）

発行場所	・住民票の除票:移住する前に居住していた市区町村 ・戸籍の附票:本籍地の市区町村
請求できる人	本人(原則)
持 物	本人確認書類 (代理人の場合)委任状
発行手数料 ※静岡市の場合	300円
発行窓口	【窓口】 各市区町村窓口 【窓口以外】※市区町村により異なります 例:コンビニエンスストア、オンライン申請、郵送請求等
状況別のおすすめ の書類	【転居をしていない場合】 【5年以内に本籍を変更している場合】 ・住民票の除票 【転居が複数回あり、本籍の変更がない場合】 ・戸籍の附票 ※いずれにもあてはまらない場合は、転居回数と本籍の変更の回数の少ないほうで判断してください。(転居が少ない「住民票の除票」、本籍の変更回数「戸籍の附票」)

6 申請書類の入手方法③

(3) 納税証明書・市区町村民税完納証明書

この書類は、申請者が静岡市に移住する直前に居住していた市区町村において、市区町村税（全税目）を滞納していないことを証明するものです。

発行場所	令和6年度の納税証明書 → 令和6年1月1日にお住いの市区町村
請求できる人	納税義務者
持 物	申請者の顔写真付き本人確認書類 (最近市税を納付した場合)領収書
発行手数料 ※静岡市の場合	300円
発行窓口	【窓口】 各市区町村窓口 【窓口以外】※市区町村により異なります 例:コンビニエンスストア、オンライン申請、郵送請求等
内 容	【年度】 ※申請日が令和7年10月～令和8年5月の場合は、令和6年の1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和6年度の納税証明書を取得してください。 令和8年6月～令和9年5月の場合は、令和7年の1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和7年度の納税証明書を取得してください。 例:令和7年10月に申請した場合: 令和6年1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和6年度分の納税証明書を取得 令和8年6月に申請した場合: 令和7年1月1日に住んでいた市区町村で完納証明書又は令和7年度分の納税証明書を取得 【通数】1 ・課税のない方は、非課税証明書になる場合があります。
その他	・自治体によって、証明書の名称が異なる場合があります。 移住前の市区町村において、市区町村税に滞納がないことが分かる証明書を取得してください。 詳細は、取得する自治体の担当窓口にお尋ねください。

7 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます。

（雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではありません。）

（１）全額の返還

- ア 虚偽その他不正の行為により申請等をした場合
- イ 補助金の申請日から３年未満で市外に転出した場合
- ウ 居住の実態がないことが明らかになったとき。
- エ 申請日から１年以内に就職した職を辞し、「２対象となる就業」の要件を満たす職に就職しないとき。

（２）半額の返還

補助金の申請日から３年以上５年以内に市外に転出した場合

8 申請の期限

申請は転入後、６か月経過時点から、１８か月が経過するまでに申請してください。

9 他移住関係の補助金について

補助金名 ／補助金額	概要／問い合わせ先	主な要件
静岡市移住・就業補助金 補助金額： 単身 60万円 2人以上の世帯 100万円に 18歳未満の 子ども1人につき 100万円を加算 した額	東京23区に居住又は通勤 (転入前過去10年のうち5 年以上直近1年以上)して いた人 補助対象経費： 定額 【市企画課】 054-221-1240	次のいずれかを満たしていること ・県の実施する就職マッチングサイト(中小企業等が登録可能)に 掲載された求人で就職したこと。 ・内閣府の実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材 マッチング事業により就職したこと。 ・自らの意志による転入であって、テレワークによって転入前の 勤務先に引き続き就業していること。 ・静岡市の関係人口要件を満たしていること(中山間地域空き家 情報バンクを利用していること、市内大学を卒業していること、 ふるさと納税を2回以上行っていることなど)。
静岡市結婚新生活 スマイル補助 金 補助上限額： 80万円	申請する年度中に婚姻し た夫婦 補助対象経費： ・住宅取得費 ・住宅賃借にかかる費用 ・住宅改修等の費用 ・引っ越し費用 【市こども若者応援課】 054-221-1698	次のいずれも満たしていること ・世帯の所得が500万円未満であること。 ・婚姻日における、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。 ・申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっているこ と。 ・補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住 する意思があること。 など
静岡市空き家改 修補助金 補助上限額： 市外からの移住 者の場合 200万円	10年以上居住する意思の ある個人 補助対象経費： ・空き家の改修等の費用 の2/3 【市住宅政策課】 054-221-1192	・建物が1年以上空き家であること(オクシズ、ゆとりある住宅地 区内の空き家を除く) ※オクシズ：静岡市の中山間地域 ※ゆとりある住宅地区：駿河区大谷・清水区草薙・清水区馬走の うち、都市計画で定める用途地域が第一種住居専用地域で建築 物の敷地面積の最低限度が200平方メートルと定められた地区 ・売買契約から1年以内の申請であること ・建物全体を自らが使用することまたは、貸し出しすること ・玄関、居室、台所、便所及び浴室を備え、独立した居住部分の延 床面積が改修後に40平方メートル以上となるもの ・耐震基準を満たすこと(改修によって耐震性を有する場合を含 む。) ・建物が災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区 域、急傾斜地崩壊危険区域など、災害レッドゾーンに含まれない こと ・過去にこの補助金の交付を受けていないもので あること

9 他移住関係の補助金について

補助金名 ／補助金額	概要／問い合わせ先	主な要件
静岡市移住者住宅確保補助金 補助金額： 東京圏から移住 単身 60万円 2人以上の世帯 100万円に 18歳未満の 子ども1人につき 100万円を加算 した額 (補助上限額： 400万円) 東京圏外から移住 単身 30万円 2人以上の世帯 50万円に 18歳未満の 子ども1人につき 50万円を加算し た額 (補助上限額： 200万円)	東京23区に居住又は通勤 (転入前過去10年のうち5 年以上直近1年以上)して いた人 補助対象経費： ・敷金、礼金、仲介手数料、 家賃(最大3年分) ・住宅購入費 ・(実家にUターンするなど、 売買や賃貸借が伴わない 場合)実家等の改修費 のいずれかの1／2 定額 【市企画課】 054-221-1240	・39歳以下 又は 18歳未満のこどもを扶養している ・次の①～④のいずれかに当てはまること ①県内事業所にて新規に正規雇用されている ②テレワークや新幹線通勤により、仕事を変えずに移住している ③起業又は事業を運営している ④新規就農に向けた研修を受けている ・転入日前10年間で、通算5年以上かつ直近1年以上静岡県外 に居住していたこと など

10 問い合わせ先・提出方法

(1) 問い合わせ先・申請書の提出先

静岡市 総合政策局 企画課

〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡庁舎 12階

電話番号：054-221-1240

FAX：054-221-1295

E-Mail：ijusoudan@city.shizuoka.lg.jp

(2) 提出方法

申請書類一式を上記まで電子申請フォーム、郵送又は持込によりご提出ください。